

石けん運動における諸組織団体に関する考察

— それぞれの社会的世界、それぞれの石けん運動 —

遠 藤 英 樹

はじめに

- I 「社会的世界」とは何か
 - II 石けん運動に対する行政の関わり方の推移
 - III 石けん運動を展開してきた主要組織団体に関する考察
- おわりに

はじめに

滋賀県琵琶湖をめぐる石けん運動は、有リン合成洗剤の使用禁止を含む「琵琶湖条例」制定を中心軸として、行政の強力な後押しのもと本格的に展開されはじめた県民運動である。本稿では、この石けん運動に参加していた諸組織団体について考察する。

石けん運動に参加していた組織団体はそれぞれ、行政が施策を実行に移していく過程とパラレルな関係にあり、行政政策のありかたに大きく影響を受けてきた。一部に官製運動と言われるのも、運動がこのような側面を持ってきたからである。

さらに石けん運動に参加していた組織団体は、それぞれの地域社会ネットワークや、それぞれの上部組織—労働組合、農協等—にも大きな影響を受けてきたと言えるだろう。

同時にまた、それら組織団体はそれぞれ、いわゆる「連絡会議」において相互に結びつき、相互に影響を与えあってきたと考えられる。

しかしながら、ただ受動的に各組織団体が、それらに影響を受けてきたわけではない。「石けん運動」と一口に言っても、そこで何を、どのような姿勢で問題とするかは、それぞれの組織団体ごとに異なっていたのである。

つまり、そこには組織団体それぞれの独自性が存在していたのだ。このため石けん運動に参加していた組織団体は、各々が組織行動において様々なアспектを持つてきたのである。その意味で言えば各組織団体においては、「それぞれの石け

ん運動」が展開されてきたと言える。こういった「それぞれの石けん運動」について、本稿では「社会的世界」という概念を導入することによって考察する。

I 「社会的世界」とは何か

では「社会的世界」とは何か。ここに言う「社会的世界」は、社会学、特にシンボリックインタラクションニズムの社会学において展開されてきた概念である。

そこで「社会的世界」とは何かについて述べるために、シンボリックインタラクションニストの一人であるT.シブタニの定義を見てみよう。シブタニによれば、社会的世界は同じ「パースペクティブ⁽¹⁾」を共有する人々の集まりと定義される。

それでは、「パースペクティブ」とは何か。続けてシブタニの所論を見てみることにしよう。彼は次のように述べている。

「パースペクティブとは、世界に関する秩序づけられた見方であり、さまざまな対象、出来事、人間性の属性に関する所与化された見方である。..それは、人々が周りの世界を知覚する際のマトリックス（ものの見方：筆者）となる。こういった秩序づけられたパースペクティブを持つことによって人々は、つねに変化する世界を、相対的に安定し、秩序づけられ、予測可能なものとして知覚することができるようになる。」⁽²⁾

人々は何らかの対象、出来事、他者に向かって

た時に、それらを、ある一定の観点から「意味づけ」する。そうしてはじめて、それぞれの対象、出来事、他者といったものは、「意味あるもの」として人々の意識に明確な輪郭をもって現れるようになり、人々はそれらに対して行為するのである。シブタニによれば、その「意味づけ」をなす際に用いられる準拠枠組 a frame of reference、すなわち「ものの見方」を「パースペクティブ」と言う。

「社会的世界」とは、こうした「ものの見方」を共有する人々の集まりのことなのである。とすれば異なる「社会的世界」に属している者は、同じ対象、出来事、他者に向き合った時でも、それぞれ異なる「意味づけ」を与えることになるであろう。つまり同じ対象、出来事、他者でも、異なる「社会的世界」に属している者にとっては、異なる「意味」をもつものとして現れることになるであろう。それはまさしく、それぞれが感じる「リアリティー」の違いだとは言えないだろうか。⁽³⁾

石けん運動においても、こうした事態が生じていたと思われる。すなわち、各組織団体は、石けん運動をめぐって「それぞれの社会的世界」を形成し、そのことによって、それが石けん運動において感じる「リアリティー」もまた違ったものになっていたのではないだろうか。本稿は以降で、こういったことについて考察を展開する。

ただし次章では、まず「石けん運動に対する行政の関わり方の推移」について見ておきたい。⁽⁴⁾ というのは、石けん運動は琵琶湖条例とパラレルに展開されてきたと考えられるからであり、その意味で行政政策を中心を見ていくことで石けん運動は整理しやすいものになると思われるからである。

II 石けん運動に対する行政の関わり方の推移

昭和40年代に入り、琵琶湖にコカナダモが大量発生し、琵琶湖を水源とする水道水にはカビ臭が発生するようになってきた。そのため、富栄養化という琵琶湖の水質汚濁が少しづつ問題視されるようになってきた。さらに水質汚濁が人体に及ぼす影響もまた問題視されるようになった。このよ

表1 年表・石けん運動に対する行政の関わり方の推移

年	月	
1956		リンを含む合成洗剤が発売される
1961		琵琶湖にコカナダモが発見される
1969	5	琵琶湖にカビ臭が発生
1970	6	京都・大津・大阪の水道で異臭が発生
1974	12	武村正義、滋賀県知事となる（武村県政の誕生）
1975	3	県水質審議会に「窒素とリンの規制」について諮詢を行う
	7	環境庁・厚生省に対して要請を提示する
	8	地主主婦の会や大津生協などの組織団体と懇談会を開く
	9	県が市町村あてに、石けん使用をすすめる
	11	「水といのちの連絡会」という複合的組織が結成される
1977	11	合成洗剤対策委員会（事業者・学識経験者ら20人）を設置
	12	合成洗剤対策自主活動促進事業補助金交付要綱施行
1978	1	近畿各府県の汚染防止対策の協力要請
	3	合成洗剤対策調査のためアメリカへ調査員派遣
	6	合成洗剤対策委員会が知事に対して提言
	7	市町村あて「合成洗剤の使用削減および粉石けんの使用推進について」通知 第3回「琵琶湖・淀川環境会議」が開催
	8	県民生活課の呼びかけによって「琵琶湖を守る粉石けん使用推進県民運動・県連絡会議」が発足
	12	環境庁あて「琵琶湖における総合的な水質保全対策について」要請
1979	4	「びわ湖を守る粉石けん使用奨励交付金」交付要綱施行
	6	知事が県議会で「琵琶湖条例案」を9月議会で提案することを表明
	9	県水質審議会が「窒素・リン規制」の最終答申を行う 県水質審議会が県議会に「琵琶湖条例」を提案するにいたる 日本石けん洗剤工業会、「条例が可決されれば違憲訴訟」の意向を表明する
	10	琵琶湖条例公布
1980	2	琵琶湖浄化に20億円の予算を計上
	4	日本石けん洗剤工業会、違憲訴訟を断念
	7	琵琶湖条例施行
1981	7	7月1日を「びわ湖の日」とする
1984	7	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（風景条例）制定
1986	8	風景条例にもとづく「琵琶湖景観形成地区」の指定を告示
1987	3	湖沼法にもとづき「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定
	4	琵琶湖リゾートネックレス構想推進本部設置
	6	石けん使用推進運動から水環境を守る運動へ、方針を転換
1988	6	「粉石けん使用推進県民運動・県連絡会議」（びわ湖会議）と名称を変更

資料出典：筆者作成

うな社会的状況のもとで、人体被害のみならず、環境にも負荷をかける合成洗剤が問題になってきたのである。

しかしながらこの時期、行政は、これらの動きに積極的にコミットしようとはしていない。その行政政策が転換をとげるのは、1974年当時に革新系から出馬した武村正義氏が滋賀県知事に就任して以後のことである。彼の知事就任をきっかけに、行政は合成洗剤の対策を本格的に模索はじめた

のである。

例えば、1975年には県水質審議会に「窒素とリンの規制」について諮詢を行ったり、地評主婦の会や大津生協などの団体と懇談会を行うなどの動きを見せはじめている。さらに、そのような状況のもとで1975年11月には、「水といのちの連絡会」という様々な組織団体参加による複合的組織が結成されるにいたっている。

その後、1977年には合成洗剤対策委員会が設置され、さらに1978年には県民生活課の呼びかけによって「琵琶湖を守る粉石けん使用推進運動」県連絡会議が発足している。これらの動きが次第に石けん運動をもりあげることとなり、琵琶湖条例の制定へと方向づけられていくことになった。

そして1979年には知事が県議会で「琵琶湖条例案」を提案することを表明し、10月の段階で琵琶湖条例が公布されるにいたっている。しかしながら、富栄養化やそれによる人体への被害と、合成洗剤「全般」との因果関係を科学的に立証することは困難であるため、この条例は「有リンの」合成洗剤撤廃を定めたものにとどまったのである。

しかしながらその後、石鹼メーカーにより「無リンの」合成洗剤が発売されるにおよび、行政も、この条例をもって合成洗剤問題の一応の解決を見なし、石けん運動から「水環境問題」へとシフトしていった。

III 石けん運動を展開してきた主要組織団体に関する考察

行政は石けん運動に対する関わり方において、以上のような推移を見せてている。こうした行政の動きとからみあいながら、様々な組織団体が石けん運動を展開してきたのである。

その組織団体の中で、「生活協同組合」「地評主婦の会」「農協婦人部」「消費者学習グループ」といった4つの主要組織団体について、その考察を試みることにする。

その際、以下3点の考察を中心にして、各組織団体が石けん運動において感じる「リアリティー」の違いを浮き彫りにしていく。

(1) 各組織団体の構成

ここでは、各組織団体がどのような性質のもの

で、どのようなメンバーから構成されているのかといったことについて概観する。

(2) 各組織団体の組織行動

ここでは、それぞれの組織団体が石けん運動を展開する際に、どのような行動をとってきたのかについて述べる。これによって、それぞれの組織団体が「石けん運動」をどのように捉えてきたのかを描写し、そうすることで石けん運動をめぐって形成してきた「それぞれの社会的世界」を明らかにする。

(3) 他の組織団体に対して持つ距離感

ここでは各組織団体が、「それぞれの社会的世界」から互いをどのように認識し合ってきたのかについて分析を試みる。

1. 生活協同組合

(1) 構成

1972年、滋賀県において大津生協が設立され、ここから滋賀県下で生協による運動が展開され始めるに至った。

生協関係者のインタビューによれば現在、滋賀県全域での組合員は約7万人であり、出資金は約15億円にもなっている。さらに年間供給高は約200億円であり、滋賀県の特に都市部を中心に活発に活動していると言えるだろう。

佐藤によれば、一般に生協は共同購入を中心の活動に据えて、「さまざまな社会運動－環境、リサイクル、反核・平和、女性解放、地方政治などにかかわる社会運動－」⁽⁵⁾を展開するものであると言われているが、滋賀県の場合も、こうした流れとまったく異なるものではないと考えられる。

その中で、組織行動は以下のように展開されている。

(2) 組織行動

1972年に滋賀県において生協が設立された当初、大津生協は合成洗剤による環境破壊を問題として、泡公害が少ない高級アルコール系合成洗剤を推奨していた。

旧湖南生協関係者のインタビューによれば、1974年に武村県政が誕生すると、1979年に制定されることになった「琵琶湖条例」実現に向けて運動を開始している。その際には、合成洗剤による人体への被害という観点から石けん運動を健康問

題の運動としていた組織団体（例えば、地評主婦の会）などとも「運動戦略」的に歩調を合わせながら、条例の制定に向けて運動を進めている。

しかしながら湖南生協の場合、石けん洗剤工業界から「無リンの」合成洗剤が発売されるによんで、他の団体とともに健康問題と環境問題をミックスした形で提示していた運動の問題点を、自らは環境問題にしぶりこんだ形で提示することになったと考えられる。というのは、「無リンの」合成洗剤の人体に対する影響を科学的に立証することは、環境に対する影響を立証すること以上に困難だからである。

ある旧湖南生協関係者はインタビューで次のように言う。

「僕は合成洗剤が、健康被害でやるというのは、本質的に難しいから、そこにこだわっていたんでは運動は広がらないというふうにずっと思っていた」（傍点：筆者）

ここでは石けん運動を「運動戦略」的に展開していくという意図が見受けられ、石けん運動は「社会運動」の一環としてとらえられている。そのことは次の言葉にも表されている。

「琵琶湖の汚染が問題だとするならば、滋賀県の環境運動にとって琵琶湖の汚染が問題だということで合意ができれば、この琵琶湖の汚染が問題でないというひとはない。汚れたっていいというひとはない。で、この問題を解決しようと、そこで合意するならば、この問題を解決しようということで合意をするならば、僕は、そこから社会運動がはじまる信じています。」（傍点：筆者）

生協は、こうして石けん運動を「社会運動」の一環としてとらえ、問題を環境問題にしぶって提示しつつ組織行動を展開していると思われる。

（3）他の組織団体に対して持つ距離感

生協は行政に対して協調路線をとりつつも、一つの運動組織として「カウンターパートとしての自律性」を保とうとしていると思われる。つまり行政によって「単に保護されるべき」消費者団体ではなく、行政に対抗しうる「大きな動員力を持った」消費者団体として、自分たちをとらえている。

例えば生協のHさんは次のように言う。

「そのころ（石けん運動が始まったころ：筆者）はね、本当に、人体被害にたいする消費者の怒り

みたいなものがあって、（石けん運動が：筆者）広がるんですね。けども、今は、消費者保護の時代じゃないと。もう、僕は言っているんです、保護される時代は終った。」

このように自分たちをとらえることで、消費者学習グループに対する距離感は大きなものとなってしまう。というのは消費者学習グループは自分たちを「単に保護されるべき」消費者団体としてとらえていると、生協のHさんは見ているからである。彼によれば、「あの学習グループの団体は、消費者は保護されるべきであるという、その認識から一步も前にでていない」と表現されている。

さらに地評主婦の会とは、人体被害を問題とするか環境汚染を問題とするかの違いが表面化することで、距離感が生じている。Hさんによれば、地評主婦の会は「（人体被害をのぞき環境汚染だけを問題とするようになった生協は）日和見というか、裏切者というか。..保守に取り込まれたというか。という評価をしているでしょう」といった表現となる。

2. 地評主婦の会

（1）構成

地評主婦の会は、総評という労働組合のメンバー世帯の婦人団体である。その意味で言えば地評主婦の会は、総評の下部組織であり、社会党系であるとも言えるだろう。

しかしながら、この組織団体は働く女性の労働組合組織ではなく、あくまで労働組合員世帯の婦人団体として、総評や社会党といった組織から相対的に自律していると考えられる。

（2）組織行動

地評主婦の会では1971年から、合成洗剤による人体に対する被害を問題として、「すべての合成洗剤追放、石けん共同購入」運動を展開している。

その後、武村県政が誕生した翌年、行政側との懇談会を生協とともに持ち、そこで行政側に合成洗剤の人体・環境に対する問題を認めさせている。さらに同年に「水といのちの連絡会」という複合的組織が結成されたときにも、その構成団体の一つとして名前を連ねている。

こうして地評主婦の会は、「琵琶湖条例」が制定されるまでは、行政との協調路線をとってきた

のである。しかし「無リンの」合成洗剤が発売されるに及んで、その後、環境汚染に問題をシフトさせていった行政や生協とわかれ、環境汚染とともに合成洗剤の人体に対する被害という観点を保ち、あくまで合成洗剤の「全面」撤廃を働きかける運動を展開した。

地評主婦の会のIさんは次のように言う。

「当然のことだと、思っています。だから、水質、特に、近畿1300万人の飲み水の水質をね。どう守っていくかということは、自分たちの命を守ることですし。水はなくてはならないものですから。自分たちの命を守ることですから。まず、命と、環境と水質、そういうものを守るためにには、とにかく、そういうもの（合成洗剤：筆者）は使わない、買わない、売らないという運動をしていきたいな、ということで運動をやってきた。」

こうして地評主婦の会によって展開されてきた石けん運動は、独自の「社会運動」として戦略的に行なわれてきたと言える。

しかしながら、合成洗剤による人体に対する被害を問題とするときの、その姿勢の中には、地評主婦の会が一定程度、社会党や総評の影響を受けていたという側面があるにしても、同時に、そこには「主婦の会」としての独自性が存在している。この独自性にあっては、「主婦としての」彼女たちの生活体験が大きく介在していると思われる。Iさんは次のように言う。

「やっぱり、県民会議なんかでも、かなり男の発想だなというふうな。つまり、..洗剤、洗濯したことのないような人たちがね、合成洗剤について、ケンケンガクガクな議論をするというような構図ですね。」

ここからIさんの次のような言葉が、こぼれてくるのではないだろうか。

「やっぱり、あの、その、健康問題をまず第一番でしょ。ええと。水と健康、命っていうのが、切っても切れないわけですから。水を守るというのは、そこに命を守ることにつながるんだし。なぜ環境だけが先行してね、自分たちの命の問題が後になるのか、私には分かりませんけれども。」

地評主婦の会は、「主婦であるということ」（アイデンティティ）に関わるこうした姿勢から、石けん運動の問題点として環境汚染だけでなく同様に重要な問題として人体被害をも示し、その上で

「社会運動」としての石けん運動を戦略的に展開しているようである。

（3）他の組織団体に対して持つ距離感

まず生協に対して持つ距離感について見てみよう。さきに見たように、生協と地評主婦の会は、人体被害を問題とするか環境汚染を問題とするかの違いが表面化することで、距離感が生じている。Iさんによれば、「すべての合成洗剤を追放するという運動については、納得できないということで、..（生協の方から：筆者）一緒にやれないと言われた」といった表現となる。我々はここで、生協と地評主婦の会とが相互に感じる距離感において、ニュアンスの微妙な違い（ズレあるいは非対称性）を見ることができるだろう。

また消費者学習グループに対しては、自律性という点で、行政にかたよりすぎていると感じており、農協婦人部に対しても、農協中央部にかたよりすぎていると感じているようである。

3. 農協婦人部

（1）構成

「農協婦人部は、通常農協組合員世帯の婦人の任意加盟団体であり、農家や農村婦人の生活改善を目的としている。」⁽⁶⁾

農協内部における、その組織率はかなり高く、そのことから、農協内部における人づきあいや、その農村地域内での地域社会をとりまく人づきあいという点で、かなりの結束力を持っていると考えられる。

（2）組織行動

ここではまず、琵琶湖条例制定の前後に見られる農協婦人部の組織行動を概略してみよう。

琵琶湖条例制定の前年の1978年に開かれた農協婦人部大会において、「びわ湖を美しくするために合成洗剤を追放し、Aコープフレーク粒状石けんの使用」宣言を行い、Aコープフレーク粒状石けんの共同購入、粉石けん使用の推進をはかっている。さらに1979年度大会では、「健康と環境を守るためAコープフレーク粒状石けんの定着をはかる」といった申し合わせをしている。

また農業排水による琵琶湖の水質汚濁を防止するため、肥料や水の使い方についても目を向けて

いる。例えば1981年には、農業用資材廃棄物の回収運動を展開しており、農業用排水および農業用資材廃棄物による琵琶湖の水質汚濁についての意識を喚起しようとしている。

こうした活動において農協婦人部もまた人体被害や環境破壊を問題にしていたわけである。ただし、そうしたことを問題とするときの姿勢は、ポリティカルな「社会運動」における問題を提示するといったものではない。そうではなく、むしろ自分たちをとりまく地域社会や農協での人づき合いの中で、自分たちの生活体験に深く根ざしている問題として、それらのことを問題としていたと言える。こうした姿勢から、農協婦人部のNさんの次の言葉は考えられるべきである。

「石けんでも昔は固形の棒石けんいうのを買って、切っては使って洗濯板で洗濯して、これがまあ昔の、私たちの若いときの、結婚した当時もそんなもんでしたわ。でね、ときどき、ネズミがかじっているんですね。この石けんをな。ほんでな、『あんたら、これが毒か毒でないかということを目安にするには、ネズミのほうがかしこいで』て、『絶対にていうてエエくらい、合成洗剤は食べん』と。」

こういった生活体験をふまえ、合成洗剤がもたらす人体被害や環境破壊を問題としてきたのである。

その意味に限って言うならば農協婦人部にとって、石けん運動とは、いわゆるポリティカルな「社会運動」という側面以上の何かがあったと思われる。つまり、政治的姿勢を前面に押し出して「社会運動」を展開するために、問題点を提示していたわけではないと考えられる。したがって、ポリティカルな「社会運動」としての石けん運動を展開する上でとられる戦略的问题といった形の問題意識は第一義的なものではないと考えられ、「社会運動」を展開するという姿勢から、人体被害の問題や環境破壊の問題が提示されるということは、比較的少なかったと思われる。

こうして問題視された合成洗剤に代わって、農協がある企業に石けんの生産を依頼し、その石けんの共同購入の運動を広く展開したのが、農協婦人部の中心的な行動である。ただ町村が述べるように、「比較的強い結束力をもっていたものの、それを活性化させる活動目標を欠きがちだった農

協婦人部にとって、『県民運動』はひとつの格好なきっかけとしての意味をもった」ということも言えるだろう。⁽⁷⁾

（3）他の組織団体に対して持つ距離感

生協をのぞいて他の組織団体は、実際に石けんを使ってもらう、あるいは使わせるような組合員世帯の石けんの全戸配置といったような具体的な影響力を持たず、住民の啓蒙のレベルにとどまっていたのではないかと、農協婦人部は見ているようだ。農協婦人部は、実際に影響力を持つのは結局、石けんの共同購入をしていく販売力ではないかと考えている。その点で生協に対しては、その影響力を評価していると思われる。

4. 消費者学習グループ

（1）構成

町村によれば、「粉石けん使用推進『県民運動』と最も深く関わったのは、『滋賀県消費学習グループ連絡会』である。1981年度には、1市町村に1団体ずつで計33団体、会員数合計約1400名を集めている。350名を擁する1団体（長浜市）を除くと、すべてが会員数100人未満、平均33人ほどで、比較的小人数の学習グループである。また、各団体の所在地がいずれも自治体内消費者担当係であることからもわかるように、一部の例外を除いてほとんどが、1975年前後以降の県消費者行政の拡大の中で、行政主導の形で結成してきた。」⁽⁸⁾

この組織団体に参加するメンバーの多くは、長浜市などをのぞけば新住民層の主婦が相対的に多いと推測されるため、農協婦人部のように結束力の強い地域社会ネットワークの中に位置づけられることは少ないとと思われる。

（2）組織行動

消費者学習グループは、「びわ湖を守る粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議に加盟するなどして、行政と協調する形で石けん運動を展開してきた。そのため先にも述べたように、他の組織団体から自律性が弱いと考えられているが、しかしながら単純に、その側面のみを述べたてるわけにはいかない。

消費者学習グループの組織行動として重要なものに、石けん「講習会」活動がある。これは實際

に各地をまわりながら、石けんを使う利点について人々に知ってもらおうとする講習会である。例えば合成洗剤と粉石けんの両方を用いて、実際にその地域で洗濯をしてみせて、その洗浄力を比較したりするのである（このことから、この講習会を行っている人のなかには、「石けんおばさん」と呼ばれている人もいる）。

しかし「無リンの」合成洗剤が発売され、石けん運動から「水環境問題」へと行政の問題意識がシフトしていくとともに、消費者学習グループがこうした石けん「講習会」を行うことについても、行政は消極的な態度をとりはじめている。だが、それにもかかわらず、消費者学習グループは今もなお、この「講習会」を続けようとしている。

消費者学習グループは消費生活相談員を中心にして組織されており、その意味から言えばボランタリーな組織であり、消費者学習グループが行政一辺倒であるということは言えないと思われる。

消費者学習グループにとって石けん運動とは、「社会運動」ではなく、むしろ「消費者運動」の一つとして、非常に緩やかに展開されるものであったと言えるだろう。従って、合成洗剤による人体被害や環境破壊なども、子どもの手あれなどの日常的で具体的な生活体験が前面に押し出されて問題とされている。その意味で言えば、それは「社会運動」における問題つまり「イシュー」であるというよりもむしろ、消費者が石鹼を使用する際の「日常の肌ざわり」を感じる事柄であったということができる。つまり消費者学習グループは、政治に関わるという観点を第一義的に考えていたのではなく、「生活者の感覚」を第一義に置き、そこから政治にも関与していくこうとする姿勢であったと思われる。

（3）他の組織団体に対して持つ距離感

消費者学習グループは石鹼について学んだことが、生協などで生かされていると考えているようだ。消費者学習グループのMさんは次のように言う。

「結局、湖南生協ができるということと、そのときの運営委員、理事になるひとは、全部消費者グループ出身の、そのときに勉強したひとたちが、湖南生協の役員に、結局、のちのち全部なっていくんです。主だった人たちは。..消費者学習グルー

プで勉強したことは、すごく、生協で生かされています。..実際に、あの、いろんな商品のことを考えながら動いたのは、消費者グループ出身者です。」

生協に関する消費者学習グループ側のこのような表現と、先の消費者学習グループに関する生協側の表現とを比較してみると、両者の間にズレ（非対称性）を見いだすことができるであろう。

おわりに

以上、「生活協同組合」「地評主婦の会」「農協婦人部」「消費者学習グループ」の4つの組織団体について、その「構成」「組織行動」「他の組織団体に対して持つ距離感」を見てきた。

各組織団体の「組織行動」において見てきたように、石けん運動において何を、どのような姿勢で問題とするのかについては、それぞれで違いがあった。

例えば生協や地評主婦の会において石けん運動は、ポリティカルな「社会運動」として問題とされていたが、消費者学習グループにおいては、ポリティカルなものであるというよりもむしろ、「日常の肌ざわり」を感じる問題であった。さらに農協婦人部において石けん運動は、昔ながらの人づきあいの残る地域社会の中で生きる「農業生活者の観点」から問題とされていた。

以上のこととはとりもなおさず、石けん運動に向い合う時の各組織団体の「パースペクティブ」が異なることを意味する。同時にそれは、石けん運動に参加していた組織団体同士が相互に向い合う時の「パースペクティブ」も異なることを意味している。それゆえ各組織団体の相互認識において、ズレ（非対称性）が生じていたと考えられる。

このように各組織団体は、石けん運動をめぐって「それぞれの社会的世界」を形成し、そこから石けん運動を展開してきたのである。それはまさしく、「それぞれの石けん運動」と言えるものであった。

とするならば滋賀県琵琶湖をめぐる「石けん運動」とは、こうした「それぞれの石けん運動」の複合的総体につけられた名称ではなかったのだろうか。

注

- (1) 片桐雅隆『変容する日常世界－私化現象の社会学－』
世界思想社、1991 P.70
- (2) T.Shibutani, " Reference Groups as Perspectives " in *American Journal of Sociology* Vol.81 No.5,1976, p.564,pp.562-569
- (3) こうした「リアリティー」の捉え方については、以下の研究に示唆を受けた。
P.L.Berger and T.Luckman, *The Social Construction of Reality*, Anchor Books,1966 (山口節郎訳『日常世界の構成－アイデンティティと社会の弁証法－』、新曜社、1977)
- (4) このことについては、大橋松行「滋賀県の環境政策石けん運動」(社会意識論研究会『琵琶湖石けん運動に関する予備的研究』:92年度(仮称)琵琶湖博物館開設準備室委託研究調査報告書、1993)を参照した。
- (5) 佐藤慶行『ウェーバーからハバーマスへーアソシエーションの地平－』世界書院、1986 P.170
- (6) 町村敬志「市町村レベルにおける『粉石けん使用推進県民運動』の展開－行政による『自発性の動員』と住民の主体性－」(現代社会研究会『環境・消費者問題をめぐる行政と住民－琵琶湖問題と合成洗剤問題－』、1982) P.48
- (7) 上掲書 P.49
- (8) 上掲書 P.49

(参考文献)

- Berger P.L. and Luckman T., *The Social Construction of Reality*, Anchor Books,1966 (山口節郎訳『日常世界の構成－アイデンティティと社会の弁証法－』、新曜社、1977)
- 琵琶湖条例の記録編集委員会編『美しい琵琶湖を次代へ－琵琶湖条例制定のあゆみとその後－』ぎょうせい、1983
- Blumer H., *Symbolic Interactionism*, Prentice-Hall,1969 (後藤将之訳『シンボリック相互作用論』、

勁草書房、1991)

Cohen J.L., " Strategy or Identity : New Theoretical Paradigms and Contemporary Social Movement " in *Social Research*, Winter 1985, pp.663-716

片桐雅隆『変容する日常世界－私化現象の社会学－』世界思想社、1991

片桐雅隆『意味と日常世界－シンボリック・インターラクションズムの社会学－』世界思想社、1989

町村敬志「市町村レベルにおける『粉石けん使用推進県民運動』の展開－行政による『自発性の動員』と住民の主体性－」(現代社会研究会『環境・消費者問題をめぐる行政と住民－琵琶湖問題と合成洗剤問題－』、1982)

大橋松行「滋賀県の環境政策石けん運動」(社会意識論研究会『琵琶湖石けん運動に関する予備的研究』:92年度(仮称)琵琶湖博物館開設準備室委託研究調査報告書、1993)

佐藤慶行『ウェーバーからハバーマスへーアソシエーションの地平－』世界書院、1986

Shibutani T., " Reference Groups as Perspectives " in *American Journal of Sociology* Vol.81 No.5,1976,pp.562-569

脇田健一「石けん運動における意味的世界」(社会意識論研究会『琵琶湖石けん運動に関する予備的研究』:92年度(仮称)琵琶湖博物館開設準備室委託研究調査報告書、1993)

なお本稿は、拙稿「石けん運動組織にかんするネットワーク分析」(社会意識論研究会『琵琶湖石けん運動に関する社会学的研究』:93年度(仮称)琵琶湖博物館開設準備室委託研究調査報告書、1994)の構想に変更を加え、加筆修正したものである。